

さ情審査答申第199号
令和3年2月26日

さいたま市長 清水 勇 人 様

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 池 上 純 一

答 申 書

令和2年8月26日付けで貴職から受けた、「子に関する保育園の通園場所及び園名。いつから通園しているか。」(以下「本件対象個人情報」という。)の開示決定(以下「本件処分」という。)に対する審査請求に係る諮問について、次のとおり答申します。

第1 審査会の結論

本件審査請求に係る、令和2年4月16日付け岩健支第135号により、さいたま市長(以下「実施機関」という。)が行った本件処分は妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、さいたま市個人情報保護条例(平成13年さいたま市条例第18号。以下「条例」という。)第13条第1項に基づく本件対象個人情報の開示請求に対し、実施機関が行った審査請求に係る処分を取り消し、対象文書並びに情報の全部を開示するよう求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書及び反論書、口頭意見陳述によるとおおむね以下のとおりである。

- (1) 開示しない理由において「条例第14条第2号に該当。開示することにより、開示請求者以外の第三者の正当な権利利益を害するおそれがある情報」とあるが、本件に係る第三者とは一体何を指すものか。第三者の正当な権利利益とは何か。害するおそれとは何か。開示請求者である親権者の権利利益を差し置き、第三者の権利利益が優先される情報とは何か。
これらが不明確であり、本件に該当するものではないと考える。
- (2) また、「害するおそれ」についても確固たる事実、証拠、調査に基づいて判断されているものか不明であり、根拠なく予想されているのであれば、不作為であり拡大解釈であると考え。よってこれも、本件に該当される

ものではないと考える。

- (3) 弁明書の「子に関する保育園の通園場所及び園名、並びに同人がいつから通園しているかとする個人情報(特定教育・保育施設等利用内定通知書(以下「本件内定通知書」)に記載の情報と特定した。(以下省略)」について

ア いつから通園しているかは本件内定通知書であると思われる。しかし、本件内定通知書以外で子の園名の情報の記載がないのか疑問である。

本件内定通知書は子を監護するものの情報かもしれないが、その他に通園名が記載されている情報がある場合、そちらの情報にて開示すべきである。なんの検討議事録等もなく認定保育園等に通園許可が出たとは思えない。他にも決定許可等の情報があるのではないかと推測される。あるのであれば、そちらの書面にて、開示されるべきである。

イ 子の父親である審査請求人自身、現在も親権者であり監護者でもある。(法的にも監護権は失っていない) 監護者の情報という意味では、私自身の情報でもあるはず。不開示となる理由はない。

また、現在の監護状況も確認されたのか。現住所や園名を知らないだけで監護者ではないとは早計だと言える。

ウ 本件内定通知書は、子を現に監護する者を名宛人として通知したものであるが、通知書全てを開示請求しているのではなく、あくまで「子に関する保育園の通園場所及び園名、並びに同人がいつから通園しているか」である。

「開示請求者以外の者」に関する情報であっても、開示請求している項目に関しては、部分的にでも開示されるべきである。

現に別の個人情報一部開示決定通知書(岩健保セ第112号)においては、開示請求者以外の者に関する情報であっても、子の育児相談の記録において現に情報の一部が開示されている。この様な点からも開示されるべきである。

- (4) 弁明書の「審査請求人が開示を求める情報は、審査請求人が子の親権者であるとしても、開示することにより、子を現に監護するもののプライバシー、及び平穩に本件内定通知書のとおり保育園を利用する社会生活上の利益を害するおそれがあるものと認められる。(以下省略。)」について

ア 子を現に監護するもののプライバシーについて、拡大解釈であると言える。そもそも子の通園場所及び園名の情報が、子を現に監護するもののプライバシーにあたるとは言えない。

これをプライバシーとするのであれば、子の現住所、育児相談記録、子に関する全てがプライバシーの範囲となる。子の個人の情報である。

イ 社会生活上の利益を害するものとはなにか。具体的に示すべきである。

また、その利益を害する「おそれ」がなければ開示可能なのか。具体的にご提示頂ければ、その「おそれ」を払拭すべく内容を書面なりに署名をすることも検討したい。「おそれ」を払拭しようともせずに、一方的に決めつけ、不開示とする事は問題であると言える。私はその様な問題ある人間でもなければ、犯罪者でもない。

なお、「おそれ」に関して子の連れ去りをおそれているのであれば、そもそも子の住所も把握しているし、約1年間で2回と非常に少なく理不尽ではあるが、父親の審査請求人と実子の交流が行われている。

その際も子を連れ去るような事はしていない。子との交流場所の管轄である警察署にもその旨は連絡しており、問い合わせ頂いても結構である。(1月中旬、3月上旬)

ウ 具体的根拠もなく「おそれ」と判断されるのは拡大解釈であると言える。根拠なき予想の範囲で「おそれ」と一括りにされてしまえば、全ての事象において予想範囲内となってしまう。事実でない事や、事実確認もせずに予想だけで判断されるべきではない。

エ 該当開示請求者以外の者の正当な権利利益とあるが、弁明書において、「第三者」とは、子を現に監護する者であり、子の保育園の申込みを行った者であり、かつ、本件内定通知書の名宛人」とある。また、子を保育園通園に応募できる資格者(同居、就労条件、戸籍・血縁関係等)からみても「第三者」とは、子の親族以外には考えられない。

については、この「第三者」の正当な権利利益は、正当なものではないと言わせて頂く。これについては、審査請求人が子と離れて暮らすに至った経緯の説明が必要である。審査請求人が子と離れて暮らすに至った経緯と現在までの状況をご確認いただきたい。

審査請求人が子と離れて暮らすに至った経緯を説明した様に、審査請求人の意向を完全無視し、一方的に子の強制監護を行い、子の安否状況も教えない「第三者」に対して、正当な権利利益があるはずもない。子を一方的に抱え込み、引き離し、監護する事に正当性があるのであれば、子を拉致した行為が正しいものになってしまう。

この様に弁明書にある「第三者」に正当な権利利益はない。

(5) 弁明書の「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であるといえる事実は認められない。」について

ア 父親である審査請求人が子の保育園名を知る事は、危害が及ぶおそれからしても、保育園に対して万一の場合のおそれに対し、子の個人の生命の保護をするものと大いになりえる。

イ 子の健康の保護の観点から見ても、父親である審査請求人が子の保育園名を知る事は、非常に重要である。

父親と子が交流する際、父親から子へ保育園についての話をする事で「父親がいつも気にしてくれている」「父親は僕を見捨ててはいない」「父親は僕をよく知っていてくれる」と子の成長過程における愛着形成に大いに貢献される。子にとって健康とは、心の養育も大いに重要である。

ウ 保育園に通園の際、緊急連絡先の登録が複数必要であると思われるが、子に万が一が起きた場合や、その保護者にも万が一が起きた場合、子を守る為の緊急連絡先は多い程良く、親権者であればなおの事親身に対応する事は明白である。この観点から見ても、人の生命、健康、生活を保護する為に開示する必要と言える。

(6) 弁明書の「以上により、本件開示請求で開示を求められた情報が条例第14条第2号に規定する不開示情報に当たるため、本件開示請求に対して不開示決定をした本件処分に違法又は不当な点はない。」について

ア 弁明書に対する反論書により、本処分において不当な処分であると反論する。

以下、各観点から見た審査請求人の正当性を主張させて頂く。

イ 日本国憲法第三章 国民の権利及び義務からみる審査請求人の正当性

(ア) 日本国憲法第三章 第11条

「国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。」とあり、審査請求人が子の実親であるという事実は、基本的人権から見ても守られる権利であると言える。親子である事は人としての自然権＝基本的人権であり子の事を知る事は当たり前の事である。

(イ) 日本国憲法第三章 第13条

「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。」とあり、子の健やかな成長を望む者にとって根拠ない子の情報不開示は、審査請求人の幸福追求の権利を害するものであり、子の情報を知る事は正当であり、秘匿されるべきではないと言える。

また、子はまだ幼いが父親に保育園を知ってもらいたい、保育園に来てもらいたい(行事等)と望んでいるのであれば、子個人が尊重されていないと言える。幼い子が父親に来てもらいたいと思うのは普通の事ではないか。

何も審査請求人は、子の生活を壊すために開示請求を行ってはい

ない。親と子がお互いに幸福のためにと考えている。

(ウ) 日本国憲法第三章 第14条

「すべて国民は法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。」とあり、審査請求人が親権者、監護者である事実、特に問題行為が無い事実からしても平等に子の情報を知るべきだと言える。

(エ) 日本国憲法第三章 第24条

「婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。」とあり、これについても平等に子の情報を知るべきだと言える。

ウ 民法からみる審査請求人の正当性

(ア) 民法第761条

「夫婦の一方が日常の家事に関して第三者と法律行為をしたときは、他の一方は、これによって生じた債務について、連帯してその責任を負う。ただし、第三者に対し責任を負わない旨を予告した場合は、この限りでない」とあり家事を家庭内の事と考えれば、現状では連帯して親としての責任を負う事が出来ない。せめて情報を開示して親としての責任を連帯すべきである。知りえない事に関して責任は負いようがなく、責任の押し付けになってしまう。

(イ) 民法第818条

「成年に達しない子は、父母の親権に服する。子が養子であるときは、養親の親権に服する。親権は、父母の婚姻中は、父母が共同して行う。ただし、父母の一方が親権を行うことができないときは、他の一方が行う。」とあり、審査請求人は親権者であり、親権を行う事ができる状況にある。よって共同で親権を行うべきだが、現状は一方のみの親権が行使されている。

親権をここで争うつもりはないが、現状において行使された内容は共有されるべきであると言える。

(ウ) 民法第820条

「親権を行う者は、子の利益のために子の監護及び教育をする権利を有し、義務を負う。」とあり、審査請求人は親権者であることから、教育する権利・義務があり、不開示の事実はその権利・義務を奪っていると言える。

(エ) 民法第825条

「父母が共同して親権を行う場合において、父母の一方が、共同の名義で、子に代わって法律行為をし又は子がこれをすることに同意したときは、その行為は、他の一方の意思に反したときであっても、そのためにその効力を妨げられない。ただし、相手方が悪意であったときは、この限りでない。」とあり、一方的に審査請求人に「第三者」が保育園名を秘匿する行為は悪意があると言え、その効力を妨げるべきであると言える

しかしながら、審査請求人は子の通園状況等が確認でき、子の健全やかな成長に大いに重要であると判断できれば、その行為に悪意はないと判断でき、その効力を妨げるつもりはない。その為にも、通園名の情報は開示されるべきと言える。

エ 不開示決定には、十分な状況確認を。

審査請求人がこのような請求をせざるを得ない状況にも、十分な考慮が必要であるとする。例えば、審査請求人に配偶者へのDV等による支援措置や警察による介入の事実があった場合、子に対する虐待の事実があった場合は、弁明書にある条例第14条第2号に該当するといえる。しかしながら、審査請求人にその事実はない。

繰り返すが、弁明書の記する第三者に正当な権利利益を害するおそれはないと言える。この点も十分に考慮や事実確認をしてから、不開示の判断をされるべきと言える。

オ 他市の例から見る、具体的根拠なき「害するおそれ」の判断について

支援措置の例を挙げさせて頂く。本件はDV支援措置は関係ないが、「害するおそれ」だけで判断されることに、同様の思いを重ねるものである。

カ 他の市町村から見る開示請求の状況

各市町村において、条例が異なることは承知している。あくまで例として挙げさせて頂く。

(ア) 他県のA市に過去の保育園の通園確認を情報開示した場合

A市では、子の通園に関する過去の情報は問題なく開示された。また、A市の個人情報保護条例の第17条には、さいたま市と同じような条文がある。A市の個人情報保護条例を参考にして頂きたい。

(イ) 他県のB市に保育園住所の確認を情報開示した場合のメールでの回答

B市の担当課の方からも、同様の内容での情報開示は可能との答えを頂いている。B市の個人情報保護条例の第18条には、さいた

ま市と同じような条文がある。参考にして頂きたい。

ク 結論

以上により、実施機関が行った本件における個人情報の不開示決定に関する処分は不当なものである。

第3 実施機関の説明の要旨

1 実施機関は、弁明書及び口頭意見陳述において、おおむね以下のように説明している。

- (1) 令和2年4月6日、審査請求人から、実施機関に子の通う保育園を知りたい、またそれにあたり開示請求をしたいという問い合わせがあった。
- (2) 令和2年4月6日付けで審査請求人から、子の法定代理人として、実施機関に対し、本件対象個人情報の開示請求があり、個人情報不開示決定を行った。

2 本件処分に違法、不当はないこと

- (1) 本件開示請求で開示を求められた情報が条例第14条第2号に規定する不開示情報に当たることについて

ア 実施機関は、本件開示請求で開示を求められた子に関する保育園の通園場所及び園名並びに同人がいつから通園しているかを内容とする個人情報、本件内定通知書に記載の情報と特定した。

本件内定通知書は、審査請求人以外の者である、子を現に監護する者から提出された保育園の申込みに対する実施機関の判断を、子を現に監護する者を名宛人として通知したものである。

したがって、本件内定通知書に記載の情報は、本件内定通知書に関する保育園の申込みを行った子を現に監護する者に関する情報である。

よって、条例第14条第2号に規定する「開示請求者以外の者」に関する情報である。

イ 次に、条例第14条第2号アにおける「正当な権利利益を害するおそれ」とは、第三者が個人にあつては、当該個人のプライバシー、社会生活上の利益、経済的利益等を害するおそれをいうと解する。

本件において、本件開示請求書の記載及び本件開示請求の際に提出された本人確認書類によれば、審査請求時において審査請求人と子とは住所が異なること、上記1で述べた経緯及び、本件開示請求がされたという事実そのものから、本件開示請求日現在、審査請求人と子が別居しており、審査請求人が、子の通園する保育園の場所及び園名並びに子がいつから通園しているかについて、知らないことが認められる。

このような事実からすると、審査請求人が開示を求める情報は審査請求人が子の親権者であるとしても、開示することにより、子を現に監護

する者のプライバシー、及び平穩に本件内定通知書のとおり保育園を利用する社会生活上の利益を害するおそれがあるものと認められる。したがって、本件開示請求で開示を求められた情報は、条例第14条第2号アに規定する「当該開示請求者以外の者の正当な権利利益を害するおそれがあるもの」に当たる。

ウ また、本件において、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であるといえる事実は認められない。

エ 以上より、本件開示請求で開示を求められた情報が条例第14条第2号に規定する不開示情報に当たるため、本件開示請求に対して不開示決定をした本件処分に違法又は不当な点はない。

(2) 審査請求人の主張に対する反論

ア 審査請求人の主張

審査請求人は、「本件に係る第三者とは何を指すものか」、「第三者の正当な権利利益とは何か」「害するおそれとは何か」、「開示請求者である親権者の権利利益を差し置き、第三者の権利利益が優先される情報とは何か」が不明確であり、本件に該当するものではない、また、「害するおそれ」についても確固たる事実、証拠、調査に基づいて判断されているものか不明であり、根拠なく予想されているのであれば、不作為であり拡大解釈であり、条例第14条第2号に該当しないと主張する。

イ 審査請求人の主張に対する反論

本件処分の理由における「第三者」とは、子を現に監護する者であり、子の保育園の申込みを行った者であり、かつ、本件内定通知書の名宛人である。また、本件開示請求において開示を求められた情報は、子の通園する保育園の場所及び園名並びに子がいつから通園しているかという情報であり、前記2(1)のとおり、このような情報を第三者に知られず、平穩に本件内定通知書のとおり保育園を利用するという権利利益は、条例第14条第2号アにおける「正当な権利利益」に該当する。そして、前記2(1)で述べた事実関係においては、本件開示請求で開示を求められている情報は、同号アに規定する「開示することにより、当該開示請求者以外の者の正当な権利利益を害するおそれがある」ものと認められる。また、前記2(1)で述べたとおり、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であるといえる事実は認められない。

以上より、本件開示請求で開示を求められた情報は、条例第14条第2号に規定する不開示情報に該当する。

(3) 結論

以上より、本件処分に違法又は不当な点はなく、本件審査請求は棄却されるべきである。

第4 審査会の判断の理由

1 本件対象個人情報について

審査請求人が開示を求める個人情報は、「子に関する保育園の通園場所及び園名。いつから通園しているか。」であり、審査請求人は子の法定代理人として本件開示請求をしたものである。

これに対して実施機関は「特定教育・保育施設等利用内定通知書」を特定したうえ、この文書を不開示処分とした。

2 本件処分の当否について

- (1) 実施機関が特定した「特定教育・保育施設等利用内定通知書」（以下、「本件通知書」という。）は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に基づく、子ども・子育て支援給付（施設等利用給付）に関する文書である。

本件通知書は、当審査会において見分したところ、保育施設等利用を内容とする支援支給の対象と認定する旨を保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子を現に監護する者）宛てに通知した文書であると認められる。また、審査請求人が開示を求めた個人情報の内容と、その開示請求に対応して実施機関が特定した文書が本件通知書であることから、本件通知書の内容は、審査請求人の子を保育給付認定を受けた子どもとし、保育施設の利用を認めるとする内容が記載された文書であると認められる。

- (2) 上記のとおり、本件通知書は子を現に監護する者宛てに通知されたものであるから、本件通知書は、子を現に監護する者に関する情報が記載されているとともに、子に関する情報を内容とする文書であることが認められる。

そうすると、子を現に監護する者についての情報は、条例第14条第2号の第三者情報と認められ、開示することが子を現に監護する者の正当な権利利益を害するおそれがあるかどうかを検討されなければならない。

また、子に関する情報は、子を現に監護する者および親権者に関する情報であるが、開示することが、子を現に監護する親権者の利益に反すると認められる場合には不開示とされることがあると思料する。

- (3) 実施機関は、①審査請求人が作成した本件個人情報開示請求書の記載（㉞審査請求人と子とは住所が異なること、㉟審査請求人は子の住所を把握していること、㊱審査請求人は子が通園する保育園の場所園名等を知らないこと。）、②離婚調停中であること（審査請求人が窓口でそのように説明している。）、③特定教育・保育施設等の利用申込者が子を現に監護する者であること、④審査請求人と子の母親は共同親権者であることの4点の客観的事実から、本件開示請求は、別居して離婚調停中の夫婦の夫で

ある審査請求人が、子の通園する保育園の園名等を妻をはじめ誰からも知らされていない状況において、保育園の園名等を探知するための開示請求であると把握したものである。

- (4) 一般的に、子を現に監護する者が保育園に通園させている客観的状況は、一定の社会的秩序の枠内にあるものとして法的保護の対象である。

その客観的状況が正当性ないし相当性を備えているかについて子を現に監護する者と他の親権者の双方で主張が対立している場合、正当性あるいは相当性を争い、客観的状況の変更や解消を求めるためには、双方の話し合いによる合意ができないかぎり、個別訴訟等の適正手続によって実現しなければならない。

しかしながら、一定の情報を取得した者が、客観的状況を変更させようと話し合いや適正手続を経ずに一定の行動にでることが希ではないことは社会に広く知られているところである。

したがって情報の開示を求められた機関には、これらを踏まえた慎重な態度が要求されることになる。

- (5) 情報の開示を求められた機関は、開示請求に関する客観的な事実と、当該情報の性質そのものから客観的に子どもの生命、身体または財産、そして子を現に監護する者の生活状態等のプライバシーを害するおそれがあるか否かについて一般的な判断をすることが相当であり、審査請求人が子等の生命、身体又は財産に関してどのような個別的知識を有しているかは問題とするまでもない。

- (6) 上記のとおり、本件通知書は子を現に監護する者を名宛人とする文書であり、子を現に監護する者に関する情報と、子に関する情報を内容とするものと認められる。そのような情報が審査請求人に開示された場合、子を現に監護する者のプライバシーや、子が利用する保育施設の名称、あるいは家庭や保育園でどのような生活を送っているかといった日常生活に関する個人情報明らかになる可能性があり、結果、審査請求人が関係者に自らの親権者としての正当性・相当性を主張するための働きかけを行う等の行動を誘発するなどにより、平穩に保育園を利用する子を現に監護する者と子の安定的な生活を阻害し、子の生命、身体及び財産の保護に支障が生じるおそれがないとは言えない。

- (7) したがって、本件通知書記載の情報は、条例第14条第2号アに規定する「開示請求者以外の者」すなわち子を現に監護する者の正当な権利利益を害するおそれがある情報であると認めることが相当である。

他方で、本件において子を現に監護する者あるいは子の生命、健康、生活又は財産を保護するために開示の必要がある事情は認められない。

よって、実施機関が本件通知書記載の情報を不開示とした判断は妥当で

ある。

- 3 以上の次第であるから、本件審査請求には理由がないので、当審査会は前記第1の結論のとおり答申するものである。

第5 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事案について、次のとおり、調査審議を行った。

①	令和2年	8月26日	諮問の受理（諮問第551号）
②	同 年	9月17日	審議
③	同 年	11月19日	審査請求人からの意見聴取及び審議
④	同 年	12月17日	実施機関からの意見聴取及び審議
⑤	令和3年	2月18日	審議

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会委員

職 名	氏 名	備 考
会 長	池 上 純 一	大学名誉教授
委 員	伊 藤 一 枝	弁護士
会長職務代理者	柴 田 雅 幸	行政経験者
委 員	塚 田 小 百 合	弁護士
委 員	吉 田 聰	弁護士

(五十音順)